

令和4年度経済建設常任委員会管外行政視察報告書

1 視察日時 令和4年11月15日(火)～11月16日(水)

【1日目】埼玉県川越市

11月15日(火)午後1時30分～午後3時30分まで

【2日目】埼玉県小川町

11月16日(水)午前10時00分～正午まで

2 視察先 埼玉県川越市、埼玉県小川町

3 視察事項

(1) 重要伝統的建造物群保存地区について【川越市】

(2) 農業支援について【小川町】

4 視察目的

川越市

平成11年に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、中央を通る幹線道路を中心に商店が立ち並び、小江戸と称される蔵造のまちが形成されている。

明治26年の大火事で街の3分の1が焼失し、復興のために防火建築である土蔵造りを採用し、明治40年頃までに現在の蔵造の町並みが形成された。

また、電線の地中化が行われており、伝統的建造物を魅せる取組みがなされている。

本市においても、令和元年12月に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、町並みの保存、観光の活性化に対する取組みを推進していることから、課題と対策について、調査・研究することを目的とする。

小川町

有機農業の聖地のひとつとして知られており、2010年には農林水産祭の村づくり部門で天皇杯を受賞している。

2017年には「小川町元気な農業応援(おがわ型農業)計画」を策定している。計画の中の「おがわんプロジェクト」では様々な取組みを行っており、有機農業に従事したいため移住を検討する人も多数いる。また、おがわん認証では厳しい基準を設け、4つのブランド化を推進している。

2021年には「ゼロカーボンシティ宣言」により、地域循環型農業を応援し、持続可能な環境保全型農業を推進している。

本市においても、後継者不足解消や農業の活性化を目指すため、小川町で取り組んでいる事業やその事業効果について調査・研究することを目的とする。

5 参加者

《経済建設常任委員会》（6名）

委員長 松 本 良 三

副委員長 肥 塚 康 子

委 員 柏 原 要

委 員 宗 實 雅 典

委 員 堀 讓

委 員 山 本 俊一郎

《随行》議会事務局 主査 平 田 圭 佑

6 視察先出席者

【川越市】 川越市議会 高橋副議長
川越市議会事務局 中村主査
都市景観課 池田主幹

【小川町】 小川町議会 山口議長
経済建設常任委員会 笠原委員長
小川町議会事務局 関口主査
環境農林課 岡部課長
轟主幹
内田主席主査
横瀬主事

7 行政視察内容

【埼玉県川越市】

- (1) 開会あいさつ《川越市議会 高橋副議長》
- (2) 松本経済建設常任委員会委員長あいさつ
- (3) 川越市からの概要説明（都市景観課 池田主幹）
- (4) 肥塚経済建設常任委員会副委員長閉会あいさつ

1 川越市の重要伝統的建造物分保存地区

概要

面積：約 7.8 ヘクタール

指定：平成 11 年 12 月 1 日

基準：伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

伝統的建造物：136 件

町並み形成の歴史

1457年 川越城築城

1638年 寛永15年の大火により街の3分の1が焼失
松平信綱による十ヶ町四間前郷分という町割りが現在の町を形成

1893年 明治26年の大火により、大沢家住宅の店蔵が焼け残る
防火性能の高い蔵造を採用し、蔵造の町並みが成立

電線の地中化

商店街からの要望書が関係各所に提出され、中央幹線の水道管工事に伴い平成4年に工事を実施。当時は中央幹線道路の拡幅計画もあったが、住民の行動に後押しされることで電線の地中化を実現し、街路灯も住民が主導デザインして改修を実施した。

2 川越蔵の会

青年会議所OBや若手商店主を中心に、研究者や市民主体で構成され、昭和58年に発足。

3つのスローガン

- ①住民が主体となったまちづくり
- ②北部商店街活性化による景観保存
- ③町並み保存のための財団形成

一番街町づくり規範（町づくりのルールブック）を作成

規制をするようなルールではなく街づくりを行う上で、こういったことに気を付けましょうという創意工夫を促すもの。

3 川越町並み委員会

商店街、関係自治会、研究者、専門家、市役所、川越蔵の会で構成され、住民が自主的に街づくりをすすめるための諮問機関として発足。

川越の伝統的建造物群保存地区の許可を受ける場合に、事前に川越町並み委員会との事前協議を必ず済ませ、街の中での意見のすり合わせと川越市の許可行為にふさわしいかを調査して、住民にとっても望ましいまちづくりを進めていくためのもの。

4 重要伝統的建造物群保存地区内の建築行為の流れ

- (1) 建築計画の相談
- (2) 市との事前協議
- (3) 川越町並み委員会との事前協議 委員会の許可が必要
- (4) 現状変更行為許可申請
- (5) 現状変更行為許可
- (6) 建築確認申請
- (7) 建築行為
- (8) 現状変更行為完了届

5 助成制度

重要伝統的建造物群保存地区

行為	区分	補助対象経費	補助率	上限額 (万円)
修理	特定されている伝統的建造物の修理	外観の復元、献上維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費	4/5 以内	1,600
修景	伝統的建造物の建築様式に準じた新築、改修など	外観の整備に要する経費	3/5 以内	600
景観	歴史的風致との調和、景観に寄与する新築、改修等	道路、公園、広場等の公共の場所より容易に望見できる外観の整備に要する経費	2/5 以内	300

重要伝統的建造物群保存地区以外

行為	区分	補助対象経費	補助率	上限額 (万円)
修理	地区外の歴史的建造物に指定されたものの、修理等	外観及び主要な構造の修理	3/5 以内	600

地区外での景観重要建造物の指定によって、歴史的風致の維持向上を図る全国的にも珍しい取組み。

6 都市景観法によるまちづくりの取組み

都市景観形成地域

重点的に景観形成を図るべき地域として、都市景観条例に基づき市長が指定する地域。地区ごとの景観特性と、地元の意向を反映した基準を策定し、届け出により景観まちづくりを推進するもの。

- (1) 川越駅西口地区（区画整理後の環境維持）
- (2) 川越十ヶ町地区（伝建地区周辺の町並み保存）
- (3) クレアモール・八幡通り・中央道り周辺地区（商業景観）
- (4) 喜多院周辺地区（文化財周辺の住環境）

7 歴史的風致維持向上計画

国に申請して、川越の歴史的風致に対して、向上に意味があると認められることで、社会資本整備総合交付金の町並み環境整備事業の補助金を受けられる。補助は事業費の2分の1となっている。

維持向上すべき歴史的風致

- (1) 「物資の集散」にみる歴史的風致
- (2) 「川越祭り」にみる歴史的風致
- (3) 「寺社門前」にみる歴史的風致

計画における事業概要

- (1) 時の鐘耐震化事業
- (2) 旧山崎家別邸保存整備事業
- (3) 旧川越織物市場保存整備事業
- (4) 歴史的地区環境整備街路事業
- (5) 建築物件の修景補助事業
- (6) 都市景観重要建築物及び景観重要建造物の修理補助事業
- (7) 川越氷川祭の山車行事保存会への補助
- (8) 川越市川越重要伝統的建造物群保存地区に関する事業
- (9) 松平大和守家廟所保存整備事業
- (10) 永島家保存整備事業

8 今後の課題と取組み

【課題】

- (1) 歴史的な建物のほとんどが民間所有のものとなっているため、建物をいかに支援し、残してもらうか。
- (2) 景観指定をしていた町家が、相続のため壊されるということがあり、そういったこともあり、所有者の費用負担をいかに減らしていくか。
- (3) 川越市が取得せざるを得なかった大規模な物件もあり、大規模な歴史的建造物を川越市が取得すると財政負担が大きくなる

【取組み】

- (1) 歴史的建造物を使いたい人と所有者をマッチングするようなイベントを開催
- (2) 用途変更や増築時に、建築基準法が問題になってしまうため、建物を好きに使えないということが起らないように、歴史的建造物をそのままの形で外側を残すことを条件に、建築基準法緩和のルートを作る条例制定

【埼玉県小川町】

- (1) 歓迎あいさつ《小川町議会 山口議長》
- (2) 松本経済建設常任委員会委員長あいさつ
- (3) 小川町からの概要説明（環境農林課 岡部課長）
- (4) 肥塚経済建設常任委員会副委員長閉会あいさつ

1 小川町の概要

農業の目標

小川町が目指す農業の目標は「豊かな土づくりによってもたらされる持続可能な農業の推進」であり、町の資源を活用し、豊かな土づくりを大切に続けるという農業の理念のもとに、小川町の農業目標にした。

農家の経営規模

- (1) 農家数 714 件
- (2) 農家経営体 266 件 ※ 経営体面積が 30 アール以上の農家
- (3) 自給的農家 448 件 ※ 経営体面積が 30 アール未満の農家
- (4) 小川町の GDP 777 億 800 万円
- (5) 農産物の GDP 11 億 9,000 万円 農業が占める割合：1.5%

法人経営をしているような農家も一部あるが、多くの従業員がいるわけではなく、家族経営に研修生を含めた経営となっている農家がほとんどである。

農業を経済的側面から見ると規模が小さく、価値の少ない産業というふうにみなされてしまうが、農業の持つ機能を、多角的に見ますと、美しい自然環境の保全、景観形成、それに伴う、豊かな住環境の創出、農地の持つ保水機能による災害軽減機能があり、町外からの観光客の方にとっては、農地は魅力的に映るため、貴重な観光資源となっている。

2 有機農業の現状

新規就農者と有機農業

過去 20 年の新規就農者の状況

新規就農者	39 名
新規就農者のうち有機農業者	33 名
新規就農者のうち町外からの移住者	33 名

新規就農者の 8 割以上が町外から転入された方で、人口減少がある町にとって有機農業がもつ魅力は、移住促進に大きく貢献している。

また、コロナ禍の影響もあり、リモートワークの働き方が定着しつつ、都内から電車で 1 時間程度のため、移住先として検討されることが多い状況である。

東京ビックサイトで開催された新農業人フェアでは、新規就農を希望する方向けの合同企業説明会のようなものがあり、小川町でブースを出した結果、就農を検討

している方のほとんどが移住を希望されており、特に夫婦でご相談来られる方が多く、小川町で農業をしたいとご希望される方が約 40 人来場された。

【移住希望されている方の求めるもの】

- ・農業を中心とした自然循環型の生活
- ・自給自足の生活

有機農業の割合

有機農業面積	57 ヘクタール (19%)
有機農業に取り組む経営体数	42 件 (16%)

※括弧内は全体に占める割合

3 有機農業の歩み

1971 年	下里農場の金子氏による有機農業の実践開始（有機農業という言葉が生まれる）
1979 年	下里農場で研修生を受入れ開始
1995 年	小川町で研修した就農者が中心となり、小川町有機農業生産グループを結成
1998 年	地場産業との連携を開始
2001 年	下里地区全体が有機農業への転換へ（米・麦・大豆）
2006 年	有機農業の推進に関する法律が制定
	生ごみ資源化実証プラント運営開始
2008 年	小川町有機農業推進協議会設立
2014 年	第 1 回 Ogawa Organic Fes 開催
2016 年	学校給食に地場産有機野菜の使用を開始
	第 1 回小川のワイン祭開催
2017 年	有機の里小川ワイン特区認定
	小川町元気な農業（おがわ型農業）応援計画策定
2021 年	ゼロカーボンシティ宣言

4 液肥生産施設の循環サイクル

NPO 法人による液肥生産施設の循環サイクル。

町内の学校給食センターから出た残菜を使って、液肥を作り、その液肥を使って農家が野菜をつくり、その野菜をまた給食で使うといった地域での循環サイクル。

有機農家の方は、環境面にも非常に関心の高い方が多く、プラント自体も有機農家を中心となって NPO 法人を立ち上げ、運営をされている。

5 たい肥生産施設

地域の資源を活用して、農家を中心となって除草した草やもみ殻、米ぬか、近隣の里山から集めた落ち葉等を使ってたい肥を作り、この地域の農家が活用して循環している。

地域の循環として、町全体の飲食店や、地域の住まわれる方から提供を受けている。

6 小川町元気な農業(おがわ型農業)応援計画

生産者の創意工夫や土づくりへの努力を、そのまま生産者のアクション（取組）として認証し、生産者のアクション（取組）を消費者や地域の方々に伝え、「こだわりのある小川町の農産物」として見える化する事が大切であると考え、生産者のアクション（取組）の宣言を、消費者にわかりやすく伝えるということを目的として計画を策定した。

町が認証する手順

- (1) 生産者が取組んでいることを「宣言」する。
- (2) 小川町が認証する。
- (3) 生産者のアクションを「おがわ型農業」と位置づけ応援する。

小川型農業とは

小川町の資源を利用している農業で、ナンバーワンだと誇れる創意工夫や努力をしている農業、化学的に合成された肥料及び農薬を利用しない有機農業、豊かな土づくりに努力し、豊富な微生物量を有する農業のこと。

おがわんプロジェクトとは

創意工夫や土づくりへの努力を、生産者様のアクションとして、小川町が認証を行い、その生産者の取組みを消費者である地域の方々に見える化し、すべての人がプロジェクトに参加して、応援していただくこと。

【認証の種類】

- (1) OGAWA' N Nature

化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、小川町の資源を活用し、環境に配慮した自然循環型の有機農業に取り組む農家の認証

- (2) OGAWA' N Nature BIO

OGAWA' N Nature の基準を満たし、土壤微生物多様性活性値が 100 万以上ある、極めて豊かな土づくりのできる農家の認証

- (3) OGAWA' N Nature No. 1

ナンバーワンだと誇れる創意工夫や努力、取組み、小川町の資源を有効活用する循環型農業を実践する農家の認証

- (4) OGAWA' N Nature No. 1 BIO

OGAWA' N Nature No. 1 の基準を満たし、土壤微生物多様性活性値が 100 万以上ある、極めて豊かな土づくりのできる農家の認証

※ 土壤微生物多様性活性値・・・数値が高い土は、土壤消毒をしなくても連作障害起こしにくく、病気にかかりにくいことが分かっており、土壤の硬度も関係しており、数値が高い土壌はやわらかくて、生産物においても、根の発達がいいこと、えぐみの硝酸態窒素が生産物に残りにくい傾向にあるとされている。

7 これまでの取組状況と今後の課題

【取組状況】

- (1) プロジェクトの認証者が 75 名となり、認知度が向上してきている。
- (2) 農家の取り組みを紹介する「おがわんプレス」の発行は、現在 7 巻まで発行されており、農家の方や消費者の方に好評である。
- (3) ロゴシールを作成し、生産物に貼って小川野菜であることを PR している。
- (4) 町外でマルシェや料理教室などのイベントを開催。
- (5) 直売所等に専用ブースを設け、認知度を向上させている。

【課題】

- (1) 有機 JAS 認証とは違い、農産物を販売する際に「有機野菜」という言葉を使用できないため、認知度のさらなる向上が必要。
- (2) おがわん認証の種類が複雑で、消費者の方には区別がつかない。

8 視察結果について

(1) 埼玉県川越市

《所感》

川越市は、平成 11 年に重要伝統的建造物群保存地区に指定されているが、それ以前に住民が主体となって「川越蔵の会」や「川越町並み委員会」を発足し、自発的に町並みを活かしたまちづくりをしていくことの意識が強く、必要な補助金や電柱の地中化、街路灯の整備などを行い現在の町並みを形成している。川越市はサポートするための制度を検討し、住民の意向に沿う形で必要な補助金などを設けている。

町並みの保存にのみ尽力するのではなく、どう活用していくか重要であり、川越市は建物の魅力以外に、文化も発信することを目指し、新たな価値を創造しようとしている。

本市においても、令和元年に重要伝統的建造物群保存地区に指定されたが、電柱の地中化や町並みの保存、商業店舗の集約、独自の補助制度など、今後調査・研究していくことが望まれる。

(2) 埼玉県小川町

《所感》

小川町は、1971 年に有機農業という言葉ができた頃から有機農業を開始しており、農業従事者が中心となって地場産業との連携や、小川町有機農業生産グループ、NPO 法人を立ち上げ、循環型農業を進めているとのことであった。

農業者や住民が主体となって、町全体が農業を活かしたイベント等を開催しており、一つの地区から町全体に農業に対する意識が変わり、住民が協力する体制ができてきた。そこに、町がサポートする形で 2017 年に「小川町元気な農業（おがわ型農業）応援計画」を策定し、おがわん認証によるブランド化を行い、認知度の向上に努めているところである。

本市においても、大根や山椒等のブランド化をさらに推し進めるため、小川町の取組みを参考に、今後調査・研究していくことが望まれる。

主な質疑〔要点記録〕

① 川越市

問) 用途地域としては近隣商業地域になるのか。

答) 商業地域となっている。

問) 重伝建地区になってからも用途地域はそのままなのか。

答) 議論はしているが、容積率が400%、建蔽率が80%という高度利用が可能な場所であり、用途変更となると、ある程度のエリアをもってするのが適当だということもあり、430メートルのエリアをすぐに用途変更もできない状況である。

問) 空き家や空き店舗はほとんどないということであるが、昔から住んでいる方が商売しているということか。

答) 伝統的建造物の保存地区になるまでは、自分たちが住まわれて、商売をされて、それぞれの拠点が専門化していき、このエリアをひとつのデパートのような形にすればお客さんが来ていただけるんじゃないかということで街づくりが始まっていったが、伝建地区の指定から23年が経っており、大変多くの観光客が急に来ていただけるようになった関係で、観光客向けの業態でなければ、成り立っていかないという悩みが出てきている。大手のテナントが高い賃料で貸してほしいというようなこともあり、全面をテナントに貸して奥にオーナーが住まれるといったこともある。

問) 駐車場は、観光客向けに整備されているのか。

答) 観光客用の駐車場は、歩いて500m以上離れたところに臨時駐車場を作ってそこに停めていただき、そこから徒歩またはシャトルバスに乗っていただいている。地区の外側に駐車場を作って、渋滞を増やさないようにしている。

問) 通常漆喰は白だと思うが、何故黒漆喰なのか。

答) 所説あり、黒漆喰は炭と漆喰を混ぜて2年程度寝かせる必要があるため、お金がかかり、時間もかかるため、自分たちの財力を見せるために黒漆喰が使われたのではないかという話や、戦災がなかったため、戦時中に黒く塗ったといった話がある。

問) 街路灯を低くしているが、市が主導しているのか。

答) 商店街所有の街路灯なので主導はしていない。商店街主導でデザインを行い、現在の形となった。

問) 電柱の地中化は、どういった人からの意見を誰がまとめられたのか。

答) 商店街から電線を地中化して欲しいという要望書が出てきた。川越市以外にも東電や占用物を持っている会社全てに要望書出している。次にトランスをどこに置くのかという話もあり、商店街側で置ける場所を自主的に見つけてきたため、市で協議会を作り、市、県、占用物の該当者が要望に押されるような形で進んだ。

問) 地中化した場所は県道になると思うが、予算はどこから出したのか。

答) 掘削をするのは、水道工事をしなければならないので市がも負担した。また、埋め戻しまでは市が負担したが、表層の舗装は県費で行った。

問) 最寄駅から歩いたら遠いが、タクシー等観光客のアクセスはどういったものが多いのか。

答) 最寄り駅が2つあり、川越駅、本川越駅から歩いてくる方が一番多い。また、路線バス

も 10 分に 1 本は出ている状況である。北から南に町が発展していったため、駅から北に歩くことで平成、昭和、大正、明治の建物の雰囲気が変わることを楽しんでもらいながら重伝建地区まで歩いてきていただくことに取り組んでいる。

問) 宿泊を伴う観光が多いのか、通過されることが多いのか。

答) 通過が多い状況である。東京からの日帰り観光が多いこと、他の目的地へ行くための、午前中の立ち寄り場所となっており、昼間滞在していただくことが多い。宿泊を伴わない観光のため、多くのお金が落ちないため、観光行政の課題となっている。

問) 重要伝統的建造物群保存地区における地権者のメリットと、経済的効果はどうか。

答) 地権者のメリットは、地価が下がらないところにあると思われる。正確に数字に現すことは難しいが、来ていただいて、昼食をとることになると平均して 2000～3000 円程度になるので、730 万人の観光客で計算すると 146 億～219 億円になるとと思われる。

問) 市として今後どのような展望を考えておられるのか。

答) これまでは保存に尽力してきたが、これからはどう活用していくかが重要である。取得せざるを得なかった歴史的建造物のうち、旧川越織物市場があり、長屋のようになっているので、そこの一つ一つに若者のアーティストやクリエイター、川越の文化をこれから作って発信していただけるような方々に入ってきて、文化創造施設として活用し、誰々ゆかりの地といったものにならないと、建物だけの魅力は終焉に近づいているのではないかと危機感を抱いているので、文化を発信していく川越市にしていきたい。

問) 観光客がこれだけたくさん来られている状況で、もっと出店したいといった声はないのか。

答) そういった声は多くあり、一つの悩みでもある。もともと川越に住んでいる方が出店しにくいことにもなっている。空き物件がないためテナント料が高騰している状況であり、地元の商業者ではなく、全国的なチェーン店などが多く入ってくるようなことがある。

問) 重伝建の PR のための発信はどのようにしているのか。

答) インターネットを利用したものがほとんどであるが、東京に近いので、インターネットで発信するとテレビの取材に来ていただいたりすることが多い。町の印刷屋が独自にフリーペーパーを作成している方もいる。

問) 伝統的建造物が 136 件とのことだが、年間どの程度改修されているのか。

答) 年間予算が 3,500 万円程度でそのうち 2 分の 1 が文化庁の補助金を利用しており、要望のあるすべてのものを実現できているわけではなく、年間 5,6 件程度で数件は次年度に繰り越している。

問) 町並み委員会でルールを作って運用しているとのことだが、拘束力はどの程度あるのか。

答) 協力的に理解していただける方もいますし、そうでない方もいる。町並み委員会が自主的な事前協議組織になるため、拘束力は基本的にないのが現実である。ただし、今後川越で商売をするにはルールに従っていただかないといけないことを説明し、川越蔵の会も協力して提案を行って、よりよいものにしていく。また、町並み委員会が許可をしない限り、市が許可を受け取らないといった暗黙の了解のようなものもある。

問) 歴史的風致維持向上計画策定のきっかけはなにか。

答) 国から川越市に提案があった。他の補助で同様のものがあり、補助率も同じであったこ

とから検討されていなかったが、国交省の方が地元住民に勉強会を開き、住民からの後押しもあり23年に計画を策定し、認定されることになった。

問) 文化的な発展を目指すとのことだが、音楽イベントなどを開催していないのか。

答) 観光協会が主催して、夜に街バルのような場所でお酒を飲みながら音楽を楽しんだり、ストリートジャズをするといったイベントは開催されている。

② 小川町

問) 農業をやりたいといった人は、農地を借りたり、買ったりすることはできるのか。

答) 基本的に農家でないと、農地の取得はできないため、農業をやることはできない。

ただ、農業大学校が埼玉県にはあり、そこに有機農業コースがございます。

有機農業に特化したコースになっており、卒業していたり、明日の農業担い手塾というものを実施しており、この塾に入った場合は、町側で農地を確保させていただいて、新規就農を希望する方に貸して、模擬経営をしていただくような機会を設けている。

空き家バンクにおいて、農地が付属した空き家などもあるため、そういった場合は条件を設けて、空き家に付属している農地であれば取得できる形も取っている。

問) 移住して農業をやりたいと思っても借りることに買うことには、その土地に対する思いが違うと思うが、どのように考えているのか。

答) 農地法の縛りというのは全国一律なので小川町だけ特別ということはない。農地を買えたり、借りられたりする場合の基準というのが、一年に一反、きちんと農地が管理されてるっていうことを、地域の農業委員会に認められた場合に、利用権設定とか、借りたり買ったりができることになっている。

農地取得の下限面積の要件が撤廃されるということで、来年度から、追加で取得自体はしやすくなると考えている。

問) 有機農業を始められた方の後継者は育っているのか。

答) 新規就農をやりたい人向けの担い手塾等を行いながら、新たな就農者を、後継者のように育てていこうと考えている。

また、新農業人フェアという東京ビックサイトで行われたイベントにもブースを出して、小川町で新規就農したい方、約40人から相談を受け、広報活動に力を入れて農業をした人の移住を促進し、後継者に繋げようとしている。

問) 生産された有機野菜の販売等は町内で完結しているのか。また、どのように販売ルートの確保を支援しているのか。

答) 農家によって販売ルートは異なるが、多くは町内での販売を行っており、地元スーパーや道の駅などで小川野菜として特設ブースで販売している。また、町外への販売としては、宅配やレストランなどへの納品を行っている。

特設ブースでの販売について、店舗への依頼を行い、ブランド力を活かせるように支援を行っている。

問) 有機農家が増えていくことによって、需要と供給のバランスが崩れ、農家として食べていけなくなるといった課題はないのか。

答) 農業1つで食べていけるかどうかについて、農家の方は苦勞している。有機農業は一般

的な野菜と比較して、収穫量が少なくなる傾向があるため、需要と供給のバランスが崩れるほどの収穫量ではない。また、施設栽培ではないため、個々の農家で野菜ができる時期が重なり、価格を上げづらくなるといった問題もある。農家によっては、販売期間を長くするために野菜ジュースに加工する等、収入確保の工夫をこらしているところもある。

問) 農業をしたい移住者は夫婦や個人、友人等が多いのか。

答) 夫婦や家族でといったものが多い。友人同士で農業に従事したいといったものは相談を受けたことがない。

問) 農業を支援していく上で、小川町の課題はどのようなものがあるのか。

答) 耕作放棄とかが増えていることは全国的な傾向であるが、高齢化による担い手不足や、鳥獣被害があり、いろいろな手当をしてもなかなか解消をできない部分が、ありまして、どうしたらいいのか手に負えない状況が多いこと課題である。

問) 有機農業に取り組まれている方の中で、自然農法に取り組まれている方はどのくらいいるのか。

答) 正確には把握していないが、たい肥を使ってはいけけないのであれば、あったとしても1件あるかどうかである。

問) 小川型農業の認証を独自に行っているが、有機 J A S の認証を同時に取得している農家はいるのか。

答) 小川町で有機 J A S 認証を取得している農家はいない。おがわんネイチャーがそれ以上の取組みを認証しているためである。ただし、有機 J A S の認証をとっていないと、「有機野菜」という言葉が使えないことは課題となっている。

問) 数値が低いと発がん性が低くなるとされる、硝酸態窒素の数値によっておがわんネイチャーなどの認証は行っていないのか。

答) 硝酸態窒素の数値を基準としていることはない。小川町としても計測したりはしておらず、個人的に農家が気にして計測しているといったことは数件ある。